

アウグスティヌス『神の国』における二つの国の理念 (特別講演)

加藤 信 朗

I 『神の国』という著作について

この著作が書かれたのは、5世紀はじめ、地中海世界全域を支配していた Pax Romana といわれるローマ帝国の支配が大きく揺らぎ始めていた時代だった。410年の出来事として記憶される永遠の都ローマのゴート族による劫略は時代が大きく移りゆくことを象徴する出来事だった。しかし、何がやってくるのかはまだまったく見えない時代だった。そういう時代にあって、人間が生きていることが何であるのか、そこには、見えない、どういう力が支配しているのかを、おのれの生涯の全生命を動かしている二つの大きな筋の交錯として読み解こうとしたのがこの全22巻におよぶアウグスティヌス畢生の大作であった。

この著作が、ヨーロッパ古代が西ヨーロッパ中世へと移りゆく時代に、あたかも来るべき時代を先取りするかのように書かれた書物だとみなされたこともあったかもしれない。しかし、20世紀が終わり新しい21世紀の世界を歩み始めているわたしたちには、そのようにこの著作を、その後の西ヨーロッパ世界を形成していった古典として読むことはできない。歴史の歩みはすくなくも表向きはアウグスティヌスが見ていたものとは違うように動いていったように見える。しかし、それはまた、別の目で見れば、まさにアウグスティヌスがここで書いているように動いたのであり、歴史はこのアウグスティヌスの著作の現在性を証明しているのかもしれない。

アウグスティヌスが見たものは、「神の国」と「地の国」が交錯したものと

してある人間の生のあるがままである。そしてそのあるがままが、この人間の目には、いまは、あからさまには見えないものであるからこそ、かれは上なる神の助けを願い、霊の目でそのあるがままを見究めようとしたのがこの著作である。そして、これを「神の国」と「地の国」という二つの国の「始まり（端緒）」、「辿っている道（経過）」、「終わり（終端）」という三つの観点から捉え、神のこぼを伝える『聖書』にしたがって、人間の知力の限りを尽くして、この人間の生のあるがままの全体を見通そうとしたのである。いま、歴史の大きな転換点に差し掛かっているように見える現代において、わたしたちはあらためてこの書物をひもとき、それが伝えてくれるメッセージを学びたいと願う。

- (1) はじめに、第 1 巻冒頭の 10 数行の読解と第 11 巻冒頭の 20 数行をできるだけ精確に読解するという philological な道を辿り、そこに提示されている二つの国の理念が何であるか、また、これを理解するための手続きが何であるかを学びたい。
- (2) ついで、『創世記』解釈として提示されるこれら二つの国の分断の端緒がどのようなものとしてここで理解されているかを学ぶ。
- (3) 最後に、全巻の構成とその探究の手続きの特性をみつめ、これがアウグスティヌスの世界了解・人間了解の中核にある「時間論」とどのように関わっているかを考え、そこから人間として生きる道がどこにあると、この著作が教えてくれているかを学びたい。

II 第 1 巻冒頭、および第 11 巻冒頭の読解

1) 『神の国』第 1 巻の冒頭に置かれた一文¹⁾にはこの書物の意図と企画が明示され、「神の国」と「地の国」との二つの国のあり方が簡潔に述べられている。

「神の国」についてはまずそれが「栄光に満ち溢れるもの (gloriosissimam civitatem Dei)」であると冒頭に宣言される。しかし、この栄光に満ち溢れる神の国には二つのあり方があり、一つのあり方は神を知らない不敬虔なひとびとの間に寄留している (inter impios peregrinatur) あり方であり、それは

「信仰によって生きる (ex fide vivens)」ものと特徴付けられる²⁾。

第二のあり方は移りゆく時代が終わり、正義が審判へと変えられ (iustitia convertatur in iudicium-『詩篇』94 [93], 15), 最後の勝利が得られ、平和が達成されたときのものであるといわれる。そこでは、神の国は、したがって神の国の市民も、揺るぎない永遠の座 (in illa stabilitate sedis aeternae) に着くとされている。このあり方をいま移りゆく時代のうちにある神の国は「忍耐をもって待ち望むのだ」と言われている。「正義が審判へと変えられる時」とは、神の見えない正義が審判の場面においてすべてのものに見えるものとなる時のことである。

このようにして「神の国」のあり方にはこの二つのあり方の基本的な違いのあることが明示された上で、ついで第一の移りゆく時代のうちにある神の国がいまそこに置かれている「地の国」に対比され、この二つの国のあり方が相対立するものであり、互いに相克しながらしかし同時に存在し、かつ、そこで「神の国」の栄光がどのように明示されてゆくかが開示される。

「神の国」の栄光が証明されるのは、「地の国」の市民たちの誇る権勢の絶頂が、「神の国」の市民たちのもつ謙遜の力と、これに与えられる霊の高みによって越えられることによってである。要約すれば、「地の国」の傲慢が「神の国」の謙遜によって越えられてゆくときである。このことが「神は思い上がったものどもに対して抗がい、謙遜なものどもには恵みを与えたもう」という『箴言』3. 34の聖句³⁾によって示される。そして、これは、この「神の国」の王 (rex) であり、かつ創設者 (conditor) である神が自分の民 (populus suus) のために制定した神法の条文 (sententia divinae legis) によることだと言われる。つまり『聖書』とは、「神の国」の設立者である神がその民 (populus suus) のために「神の国」のあり方を定めるものとして制定した法律だと解釈されているのである。

ここでアウグスティヌスが「神の国」を古代都市国家をモデルとして語っているのは明らかである。「王 (rex)」が「創設者 (conditor)」といわれ、その国の構成員が「民=人民 (populus)」といわれ、『聖書』はこの国の創設者が

その民のために制定した「法律 (lex)」だと言われているのである。「神の国 (civitas Dei)」の「国」を表す語に civitas が選ばれているのもそのためであると考えられる。「神の国」はキリスト教会の伝統では教会共同体を言うものと考えられるから、アウグスティヌスがここで教会共同体を civitas という語で表したことの意義は深い。「神の国」は『福音書』のイエスの言葉の中では *βασιλεία τοῦ θεοῦ* と言われる⁴⁾。アウグスティヌスでも *regnum Dei* という言葉が用いられることはある。しかし、この『神の国』のタイトルとしては civitas が用いられ、『神の国』全体ではこの方が一般的である。このことは『神の国』についてのアウグスティヌスの構想の基底を言い表すこととして重要である⁵⁾。

わたしたちはここにアウグスティヌスの『聖書』解釈の姿勢の一端が顔をのぞかせているのを窺うことができる。『聖書』は「神のことば」を伝える。しかし、この「神のことば」は、人がこれをどのような視点でどのようなものとして受け取るかに応じてさまざまな角度から受け取られうる。これは『聖書』解釈における多様な解釈の可能性を言うものではあるが、けっして、その相対性を言うものではない。「神のことば」は人間に対して超越的なものであるがゆえに、まさにそれゆえ、それはさまざまな角度からする多様な解釈を許しうるものであり、これらはそれぞれ有益な指示を人間に与えるのである。これがアウグスティヌスが「啓示」に対してとった基本の姿勢である。これは『告白録』第 11 巻にすでに表明されているものであるが⁶⁾、『神の国』の聖書解釈においてもそれは一貫しており、そこに『神の国』という視点からする固有の『聖書』の読み筋を見出すことができる。

2) ついで、神の国が地の国を凌駕するのはその謙遜の力によってであり、謙遜の力がこの世の権勢の高みを霊の高みによって越えるのだと言う。ここに神を知らない人々からなる地の国の間に置かれている神の国にあり方が明示されている。キリストと同じように己を低くすることにおいて神の国に属する人のあり方は表され、これによって神の国は権勢を誇る地の国の権力者を凌駕する。そこにおそらくキリスト信者の共同体の、この世のものならぬ霊の高みが

ある。

3) ここでアウグスティヌスが依拠した『箴言』3, 34の章句は *Septuaginta* に従ったラテン語聖書によっている。*Septuaginta* に関する批判的研究は最近盛んであり、聖書原典としての *Septuaginta* の資料的価値を復権しようとする動きも見られる。また、大部分のギリシャ教父、およびギリシャ教父に従う大部分のラテン教父はアウグスティヌスも含めて *Septuaginta* に依拠して聖書を学び、総じて古代キリスト教会は *Septuaginta* に依拠して自己形成してきたのは事実である。マソラ版を唯一正当な旧約聖書原典とみなしてきた近代以降の批判的聖書学の立場はなんらか再検討されてしかるべきであろう⁷⁾。

この『箴言』の章句の前半 (*superbis resistit*) は『告白録』の冒頭箇所 (I, I, 1) にも引かれており⁸⁾、神と人間のかかわりに関するアウグスティヌスの了解の基底を形作っていることがわかる。それゆえ、この章句に依拠する神と人間のかかわりに関する了解は『告白録』から『神の国』に至るまでアウグスティヌスの根底を支えるものであったことがわかる。これが『神の国』において二つの国の関わりを規定する「神法」であるとされていたのは上に見たとおりであるが、これはさしあたり *Septuaginta* に依拠する聖書読解だったのである。

4) つづいて序文は「地の国」へと言葉を向け、「地の国」がいかにして「神の国」に抗しようとして、「神の国」の「法」を模倣しようとしているかを述べる、そして、それにもかかわらず「地の国」は地の国がそれ自体のうちに内蔵しているある種の「法」のゆえにどのようにしてみずからを奴隷状態に落としてゆくのかの *dynamism* が簡潔に述べられる。

まず *Vergilius* の *Aeneis* の一節が引かれる。「服従するものを許し、思いあがったものどもを打ち抱く (*parcere suiectis et debellare superbos*-*Aeneis* VI 853)⁹⁾。そして、地の国に属するものがこの章句を述べるのは、あの『箴言』の章句の神の法を、それがあたかも自分の建てた法でもあるかのように僭称して、自分に名誉を与えるためなのだと言われる。ここで「地の国」は明らかに

すでにローマ帝国を指しており、それは古代ローマ帝国が地中海全域を征服しておのれの傘下に収めた折、ローマ帝国に臣従し、従順なものに対しては何らかの自治権を付与し、これによって自らの覇権を確立していったことを述べるものであろう。これをローマ帝国はみずからの寛容のわざとして誇っていた。しかし、アウグスティヌスはこれを「思いあがった心の膨れ上がった霊 (*superbae quoque animae spiritus inflatus*)」のなす業だとしている。だが他方において、アウグスティヌスは、この「地の国」の統治方式が『箴言』の述べる神法の規定と類似したものであることを否定しているわけではない。いや、むしろそれが類似しているゆえに、そこに「思い上がり」が生ずると言っているのである。つまり、これは「地の国」のなす業ではあるが、これによってある種の（神法に類似する擬似的な）秩序が世界に置かれるのである。それはまさにローマが世界史において成し遂げたことであり、「万民法 (*ius gentium*)」としてその後長くヨーロッパ世界を形成する力となったものであろう。

しかし、この「地の国」が世界に布いた法秩序がけっして「神の国」の作り上げる法秩序のように安定した秩序を作り出しえないことを次段は述べ、「地の国」に決定的な断案を下す。その理由は、「地の国」の數く秩序が所詮支配しようとするものの支配欲にもとづくものであるというところにある。それゆえ、たとえ、「地の国」の支配者はその民を自己に隷属させているとしても、この支配者それ自身はその支配の欲望そのものによってむしろ支配され、自らの欲望に隷属するものになる (*etsi populi serviant, ipsa ei dominandi libido dominatur*) というのである。これがアウグスティヌスが「地の国」に下した断案である（現代の強大国のあり方をこれはいかに如実に示していることであろうか）。

ついで第 11 巻の冒頭を考察する。この第 11 巻の冒頭は『神の国』という書物の、いわば本論の序文である¹⁰。ここには、ふたたび「神の国」と「地の国」のあり方が対置され、この二つの国がいかにして分かれるに至ったかの発端、それらがこの過ぎゆく時間のあり方の中ではどのように互いに絡み合いつ

つ展開してゆくかの経過、さらに、それらが結局はどこに向かってゆくのかの終極という三つの局面から述べられるという本論のプロジェクトが提示される。しかし、まずこれらすべてに先立って、本書の主題である「神の国」というものが何によってどのようなものとして建てられ、その存立がどのように人間に告知されているのかの次第が改めて『聖書』にもとづいて述べられる。ここで『聖書』が『詩篇』から次のように引かれている¹¹⁾。

「神の国よ、あなたについてもろもろの栄えあることが語られています。」
 (『詩篇』 87 [86], 3)

また、別の詩にはこう読まれます。

「主は大いなるものです。わたしたちの神の国において、その聖なる山において、いと高く褒めたたえられるべきです。全地に喜びの声を広げながら。」(『詩篇』 48 [47], 2-3)

また同じ詩のすこし後にはこうあります。

「わたしたちが聞いたとおりに、諸力の主の国において、わたしたちの神の国において、わたしたちは見ました。神はその国の基をとこしえに据えられた (Deus fundavit eam in aeternum.). (ibid. 8 [9]) さらに別の詩にはこうあります。「劇しい河の流れは神の国を喜ばせ、いと高きものはその幕屋を聖ならしめた。神は幕屋の真中であって動かされることがない。」(『詩篇』 46 [45], 5-6)

この第11巻の冒頭個所において『詩篇』のこれらの歌が引かれることにおいて、アウグスティヌスの抱く本書の構想はいよいよ明らかである。それは、それに続く個所でアウグスティヌスが、この「神の都」を古代ローマ人、古代ギリシャ人がその都市国家について語る仕方になぞらえて語っているからである。アウグスティヌスを含めてキリスト信者とされる人々は、この国の市民であることを熱望するようにと、この国の建設者である神によって霊を息吹きいれられたものなのだ (cuius cives esse concupivimus illo amore, quem nobis illius conditor inspiravit) と言うのである。「わたしたちの属する市民共同体 (πολίτευμα) は天にある」(『フィリポの信徒への手紙』 3, 20) というパウロ的

観念がここにあることは明らかである¹²⁾。しかし、アウグスティヌスはこれをさらに補足し、「わたしたちはその国の市民であることを、神の霊が私たちのうちに息吹きいれてくださった愛によって切望しているのです」と述べ、これがキリスト信者の信仰・希望・愛の向かうものであることを示している。キリスト教徒の共同体である教会共同体がこの世のものではないとの視点がここでは明らかである。

これに続く個所では、「地の国」の市民たちがこの神の国の創設者である神に対抗してどのように自らの神々を立てようとするのか、そしてこのことによって本当の普遍的な光を「奪われ (privati)」、貧しい「私的な権力 (privatas potentias)」を追い求めることになるかが語られ、またこれに対して聖なる敬虔な神々(天使のこと)が自らを神に服属するものとして示すことにより、「地の国」に属するものたちに対抗するものとなることが語られる。これはこれまでの 10 巻の論述したことであり、また続く諸巻の論述することである。

この序論の最後はこれからの論述のプログラムを提示して終わる。この部分は、すでに示したとおり、(i) 二つの国の分かれる発端が光と闇の分断にあること、(ii) 二つの国は「この世では互いに絡み合わされ、混ざり合わされたものとしてある (quas in hoc interim saeculo perplexas quodam modo ... invicemque permixtas)」こと、(iii) 二つの国のゆきつく終端がどこにあるかを述べ、『神の国』という著作の構想、したがってアウグスティヌスの二つの国の理念がどこにあるかを述べるものとして重要である。ここにわたしたちはイエスの「毒麦の喩え」(『マタイによる福音書』13, 24-30; 36-43) が生きていることを認めうるだろう。このことはこれから展開される論述の筋を読み解く上で基本的に重要である。

III 二つの国の分断と端緒——『創世記』原初史の読解

その起源と分裂と展開の過程についてアウグスティヌスは『神の国』第 11 巻以降で論述しているが、これは『創世記』解釈を中心としてなされている。この『神の国』の『創世記』解釈には次のような特徴のあることが注目される。

a) 「ヘクサメロン（六日物語）」と言われる天地創造に関する六日間の神の業を分節して詳述する部分がない。これは『告白録』、『創世記逐語註解』と異なる著しい特徴である。この点はこれら二書ですでに詳しく述べたからだと言明することも出来るが、むしろそれは『神の国』での『創世記』にかかわる形相的な視点が異なるからだという説明が本質的である。

b) アダムとイヴの墮罪の記事、すなわち樂園追放の物語の『創世記』の字句にしたがった詳しい解釈のないことも特徴的である。つまり樂園追放と、その結果起こったことである、アダムとエヴァに課せられた労働と出産という労苦の負い目は「神の国」と「地の国」の発端とそれが辿った経緯という観点からは中心的な出来事ではないものとして扱われているのである。これに対して、カインに「地の国」の設立の役割が与えられている。これは、(i)カインの兄弟殺しという所業がローマの建国者であるロムルスと同じ兄弟殺しの所業に重ねられて定位され、これによって人間による「地の国」の基本性格が見定められていること、(ii)またアベルがカインに殺されたという運命がイエス・キリストの十字架の予型とされ、これによりアベルの犠牲のうちに本来この「地の国」に属するものではない「神の国」の人間のうちにおける端緒が置かれるという二点によって説明されうる。すなわち、カインとアベルの物語はここで『神の国』の構想という形相的視点から特別に取り上げられ、「神の国」と「地の国」の初めとして解釈されていると見ることができるのである。ではアダムとイヴの樂園追放物語は『神の国』中でどのように位置付けられているのだろうか。もちろん、人祖の墮罪に関する言及が欠けているわけではない。ただそれが『創世記』第2章第3章の字句の逐条的な解釈を通じてではないのが特徴的である。これは『創世記逐語註解』ですでにしてあることだと言うこともできる。しかし、なぜアダムとイヴの樂園追放に「地の国」の端緒があると言われないのだろうか。なぜ、労働と出産という、この流謫の境涯における人間の生を特徴付けるものに「地の国」の特徴があると見なかったのだろうか。これは興味深いことである。樂園追放は墮罪という「人間の性の現状」を特徴付け規定するものではあるが、『神の国』が問題にする「地の国」のあり方を

特徴付けるものではなかったからではないだろうか。つまり「地の国」はその組織と意図において「地の国」として考察されているのである。これに対して、楽園追放物語は「原罪」という人間の現状を照らし限定するものとして解釈されているのである。ここに土からでて土に帰る「第一の人」アダムと天から来て天に属する「第二の人」キリストというパウロ神学の把握が影を与えていると言えるだろう¹³⁾。

さらにこれに関係して付言すれば、楽園追放物語は「神の国」と「地の国」という二つの国の分裂の端緒にはなりえないという理由によると考えることが出来る。アダムもエヴァも墮罪するのであって、どちらかが「神の国」を継ぎ、他方が「地の国」を継ぐわけではないのである。

さらに、もしも、天使の墮罪によって、天使の国と悪魔の国が分かれ、そこで悪魔の国が建設されていたとするならば、当然のこと、楽園追放物語は、たとえ一時的ではあったとしても、悪魔の国の勝利と発展の経緯の一環をなす物語として組み入れられえたであろう。しかし、そのようには位置付けられず、「地の国」の建設はカインの仕事として位置付けられているのだとすれば、それは悪魔の墮罪によって「悪魔の国 (civitas diaboli)」の基が据えられたとアウグスティヌスは見ていないということになる。これは『神の国』の構想として本質的なことであるように思われる。

天使の創造と「光」と「闇」の分断、「神の国」と「地の国」の分裂の端緒

『創世記』第1章 v. 3-5

神は言われた。「光あれ。」こうして、光があった。神は光を見て、良しとされた。神は光と闇を分け、光を昼と呼び、闇を夜と呼ばれた。夕べがあり、朝があった。第一の日である。(新共同訳)

Dixitque Deus: Fiat lux. Et facta est lux. Et vidit Deus lucem quod esset bona. Et divisit lucem a tenebris. Appellavitque lucem Diem, et tenebras Noctem. Factumque est vespere et mane, dies unus. (Vulgata Clementina)

この『創世記』第1章第3節から第5節に至る光と闇の区分に関する個所は

『神の国』第11巻でハイライトのあてられる個所の一つである。天使の墮罪、天使と悪魔の分裂が述べられていると読解され、それが神の国と地の国の分裂の端緒をなすとみなされているからである。

そのように考えられるには理由があった。というのは、四日目の神の業として、日、月と星星の創造が語られている。しかもそこには、それらが昼と夜を分けるしるしであり、季節、日、年のしるしなのだと言われている (v. 14)。ではどうして、「昼を統べるため……夜を統べるため (ut praesset diei.... ut praesset nocti-v. 16)」と明言されている太陽と月と星星が作られる四日目以前に、「光 (lux)」と「闇 (tenebrae)」の分断が語られ、これらがそれぞれ「昼 (dies)」と「夜 (nox)」と名づけられるのであろうか (v. 4-5)、また、太陽も月もないのに、どうしてその一日が、またこれに続く第二日、第三日が語られるのであろうか。ギリシャ天文学の成立を経た後と言わないまでも、これは当時の常識的な古代文化人にとって、かれらが『聖書』に触れたとき、誰でも最初に抱く疑問だったろう。『告白録』第12巻、『創世記逐語注解』はこの点について、第一節の「天地」の「天」の解釈とも関係付けながら可能な解釈のきわめて多様な可能性を提示している。『神の国』はこれらの論述の意味を無視、または廃棄するわけではない。ただ『神の国』には『神の国』としての固有の形相的な視点がある。そこにアウグスティヌスの『聖書』に関わる基本的な姿勢が示されていると考えるべきである。そこで以下に『神の国』のこの論述の要点を摘記し、その固有性、独自性がどこにあるかに迫りたい。

第7章は上述したと同じ常識人の疑問をはじめに提示した後、ここでいわれる「光」とは、(i)われわれの視界からは遠く離れている上方にある「物的な光 (aliqua lux corporea) のことであるのか、あるいは(ii)「聖なる天使たちと至福の霊たちからなる聖なる国 (sancta civitas in sanctis angelis et spiritibus beatis)」のことであるのかという二つの解釈の可能性を提示する。しかし、続く第8章第9章の論述が示すことは、「光あれ (fiat lux)」という第3節の言葉は天使の創造を語るものだけということである。「六日物語」の中では天使の創造については明示的に述べられていないが、天使の存在が疑いえない

とすれば、それはほかの事物の創造が語られる第二日に先立つものであるはずで、したがって、この第3節の「光あれ」という言葉がこれを述べているとするのがもっとも理にかなっているというわけである。

—第9章ではこの点はさらに展開して述べられている。そこでは永遠の光である神の知恵 (=子=言葉) と作られた光である天使とが分節して述べられ、「天使は己れがそれによって作られた光に照らされて光となり、神の言葉である不変の光と日に与ることによって日と呼ばれる (ut ea luce inluminati, qua creati, fierent lux et vocarentur dies participatione incommutabilis lucis et diei, quod est verbum Dei.)」と解説されている。

ここには「聖書の字句」、「信仰の規則」、「理性的根拠」、「一貫した世界理解」 (=信仰の理解 *intellectus fidei*) という、いわば四つのモメントが共同して一つの聖書解釈を作り出しているのを見ることが出来る。これはおそらくアウグスティヌスの聖書解釈全般についていえることであろう。そこに作り上げられ、獲得されるものが上記の四つの最後の項、「信仰の理解 (*intellectus fidei*)」である。したがって、総括してこれが一般にアウグスティヌスにおける『聖書』への関わりを構成する形相的根拠であり、「終極 (テロス)」だったと言えることが出来る。

このように考える時、ここで展開されている「夕」と「朝」についてのアウグスティヌスのコメントは興味深いものに見えてくる。「夕あり朝ありき」とここで六回りフレインのように繰り返される時 (vv. 5, 8, 13, 19, 23, 31)、これが日没と日の出によって経験されている「夕」と「朝」のことではないのは明らかであろう。それは太陽が作られる前から言われているからであり、また神の創造の業が被造物である太陽の運行と共に生ずる時間の中で行われるはずはないからである。では「夕」とは何を言い、「朝」とは何を言うのか。「夕」とは被造物のもつ知識が創造者のもつ知識と比べると、薄暮のように薄暗いものであることを言うのだと解説される。そしてこれが創造者を賛美し愛することへと向かうとき、それは明るくなり、朝となるのだという (*quoniam scientia creaturae in comparatione scientiae Creatoris quodam modo vespas-*

cit, itemque lucescit et mane fit, cum et ipsa refertur ad laudem dilectionemque Creatoris)。つまり、これは神の創造の業を被造物である天使の理性がいわば後追いついて認知してゆく過程を言うというわけである。したがって、わたしたち人間の理性も当然この天使の理性の跡をたどってゆくとき、うすぼんやりした薄暮の知識から輝かしい夜明けの曙光の知識へと変えられてゆくことになるのである。

これは『創世記』の詩的な解釈だと言えるだろう。しかし、『創世記』をそのように詩的なものとして、それが美しく神の業を賛美するために書かれている書物として理解することはまったく正しいのではないだろうか。

光と闇の分別について

『創世記』第1章第3節から第5節までの「光」の創造、光と闇の分別、光が昼と呼ばれ、闇が夜と呼ばれる個所に関係して、『神の国』第11巻第7章では天使の創造とその働きについて上述したように詳しい解釈が与えられているが、光と闇の分別、闇が夜と呼ばれることについてはあまり多く語られることなく過ぎている。むしろ、夕と朝があったと述べられるが、「夜があった」とは述べられないといわれるだけである (non enim ait alicubi: Facta est nox)。また、薄暮はやがて明けそめ、朝となると語られるが、薄暮が夜に沈みゆくことはないのだと言われている (itemque lucescit et mane fit, cum et ipsa refertur ad laudem dilectionemque Creatoris; Nec in noctem vergitur, ubi non Creator creaturae dilectione relinquitur)。

つまりここでは造られた光である天使とその働きが述べられているが、光から分けられた闇については言及されることなく論述は過ぎてゆくのである。それは何故か。おそらくそれはここでは神の創造の業が述べられているからであろう。「夜があった (Facta est nox)」と語られないということは、ここで言及される「夜」は存在事物ではなく、被造物ではないということであろう。それは「光」があるということによってその否定としてだけ己を示すものだということが示されているのである。

第9章の末尾はこの点について言及して、「もし、天使が神に背くならば……永遠の光に与ることを失ったため、もはや主にあって光であるのではなく、自己のうちにあって闇となったのである。悪にはいかなる本性もない。むしろ、善の喪失に悪の名が与えられる」(a quo si avertitur angelus, fit immundus... nec iam lux in Domino, sed in se ipsis tenebrae, privati participatione lucis aeternae. Mali enim nulla natura est ; sed amissio boni mali nomen accepit.)
 それゆえ、いわゆる「悪魔の墮罪」ということはここでは語られない。つまりアウグスティヌスは悪魔の墮罪に神の国と地の国の分裂抗争の端緒を置く考え方に属する人ではなかったのだと思う。

これは天使の光とそこからの頹落としての闇の分別は創造者である神に対する被害者のあり方に関する原理的な分別を提示するものであるが、そこに神の国と地の国の分裂が始まったと理解されている訳ではないと考えるべきであることを教える¹⁴⁾。

これと同様のことは、すでに述べたように、アダムとエヴァの物語、いわゆる楽園追放物語がこの『神の国』の論述の中で大きな位置を与えられていないことにも見られる。

—アウグスティヌスにとって二つの国の分裂の発端は人間には隠された神秘としておかれていたと見る事が出来る。少なくとも、この『神の国』ではこの二つの国の発端が『聖書』の語句の解釈として与えられるのは極小なのである。これに関係する『聖書』の箇所として唯一明白なものはこの『創世記』第1章第4節第5節の「神は光を見て、良しとされた。神は光と闇を分け、光を昼と呼び、闇を夜と呼ばれた。」という章句だけであり、アウグスティヌスはこれを上に述べたような仕方で解釈している。これは『神の国』における聖書解釈の形相的特長を示す顕著なことの一つであると考えられる。

カインとアベルの物語

『神の国』第15巻は『創世記』第4章のカインとアベルの物語に進み、人間のうちにおける「地の国」と「神の国」の現実的な建設と展開を論述してゆ

く。そこではカインの兄弟殺しの所業とエデンの東における地の国の建設は、ロムルス兄弟殺しの所業によるローマ国の建設に擬えられ、神に嘉せられたアベルの死はキリストの十字架の死と神の国の建設に擬えられる。

これはアウグスティヌスが「地の国」と「神の国」の実質をどのように理解し、構想していたかを知るうえで重要である。それは「地の国」とはローマ帝国によって代表されるものであり、「神の国」とはキリスト教会によって代表されるものであることを示す。またそれぞれの国のあり方を定めるものは、一方はローマ帝国による覇権（imperium Romanum）であり、他方はキリストの従順と犠牲である。一方は地に属し、他方は天に属する。

このことはアウグスティヌスにとってローマ帝国はそのキリスト教徒皇帝の時代をもってしても、なおかつアエネアスの裔、ロムルスによって建設された地上の国を代表するものであることを示す。そして、キリスト教会は本来天に属するものとして、この地上では寄留するものであるという理念が表明されることになる。ここから見れば、アウグスティヌスの二つの国の理念は神聖政治（theocracy）の観念を原理的に排除するものである。つまり、これは古代東方世界において普遍的であった神聖帝王による地上の国家の建設の可能性を原理的には否定するものであり、イエス・キリストによってもたらされた時代がまったく新しい世紀（saeculum）であることを闡明するものである。西方ヨーロッパ世界のその後の展開はこのアウグスティヌスの観念によって何らか影響されつつ展開したと言ふことが出来るが、この展開の過程において、この二つの国は混じりあい、絡み合いつつ最後の時まで進んでゆくという、もう一つのアウグスティヌスの観念を西ヨーロッパ世界はむしろ如実に体现しているという事実も認めざるをえない。

IV 三つの「時」（端緒・経過・終極）——『神の国』の構成と三つの光

『神の国』は「神の国」のあり方をその「始まり（＝端緒）」、「辿った道筋（＝経過）」、「終わり（＝終極）」にしたがって、述べるという構想によって著述された。その述べ方は「『聖書』にしたがって」である。またこれに付随し

て「地の国」についてもその端緒と経過と終極とを可能な限り述べるということだった。

[I] 端緒は主として『創世記』にしたがって理解された。

[II] 経過は主として『王の書 (Regum)』(今日通常「サムエル記上下」「列王記上下」と呼ばれるもの)によって理解される。

[III] 終極は「(『福音書』に記されている)キリストの言葉」,「ヨハネ黙示録」,さらに使徒の書簡と預言者の言葉によって理解される。

——端緒に関わる『創世記』の原初史の解釈においてアダムとエヴァの楽園追放の物語がいわば無視されていることがもつ『神の国』の構成上の意味についてはすでに述べた。

ついで、『創世記』から『王の書』にいたるまでの、イスラエル民族の歴史を述べる、『モーセ五書』,さらに『モーセ八書』のすべてが、モーセに導かれてイスラエル民族がエジプトを脱出する出来事を詳細に述べる『出エジプト記』を含めて、それらについての詳細な字義的解釈を施されることなく、いとも簡単に過ぎられてゆく。アウグスティヌスの目には、どうやら、イスラエル民族のエジプト脱出という出来事は「神の国」の展開、それが辿った経緯によってそれほど重大なこととしては映らなかつたらしい。このこともまた『神の国』の構成の形相的構造 (formal structure) を理解する上できわめて重要である。

ところが、これに続く『王の書 I-IV』(Regum) (現行の『聖書』では「サムエル記上下」,「列王記上下」)については、『神の国』第 17 巻のほぼ全巻があたり、詳細な字義的解釈が加えられ、詳述されている。

サムエルの母ハンナの歌の詳細な字義的解釈から始まり、イスラエル民族の祭司職を歴代務めてきたアロンの末、レビ族の出である祭司エリの失墜、レビ族の出ではないサムエルが預言者として立てられること、ついで、サムエルにより油注がれて、サウルが王として立てられるが、神の意志に背いたサウルが失墜し、ダビデ王とその子ソロモンの時代に移る。これは王国時代というイスラエル民族の歴史の輝かしい記憶ではあるが、それがイスラエル民族の輝かし

い歴史として追憶されているわけではない。『聖書』のなかで文学的に見て魅力的なダビデ王の伝記的記述の詳細も一切省略されている。「王」とは「油注がれたもの（キリスト＝メシア）」のことである。ダビデは「油注がれたもの」、「メシア」であることのゆえに救い主イエス・キリストの予型として大切にされ、そこから『詩篇』の読解を通じて「王・メシア」のあり方が解き明かされているのである。サウルが油注がれ、王として立てられたにもかかわらず、失墜する出来事は、それゆえ、これと対比して「神の国」が時の内を経過してゆく過程において交錯している二つの力の対比という意味をもっている。神の業の現われはこの時間の経過の内においても見究めがたいのである。

さらにこれに続くイスラエルの歴史については諸国民の歴史とともに扱われ、救い主の到来を予言する預言書が触れられ、イエス・キリストの誕生と受難・復活の出来事、さらに教会の誕生と教会が受けた迫害が述べられる（第18巻第50章～54章）。しかし、この部分は比較的簡単に進み、叙述は最終の日、つまり、「神の国」が最終に達する栄光の姿に向かって突き進み、この「最後の日」がイエスの言葉とヨハネ黙示録および使徒の書簡、預言書を通じて詳述される。

——『福音書』にあるイエス伝、つまりイエスの誕生と生涯、その死と復活の出来事の逐一がここで詳細に扱われていないのも一つの特徴である。しかし、これはイエスの誕生、受難と復活が「神の国」にとって意味をもたないということではもちろんない。イエスの生涯とその死・復活が過去の一つの出来事として回顧され、「神の国」の時間における歩みの一齣として回顧されるものではないということである。

『神の国』の叙述においては、「イエスの同時代性」、「イエスの現在性」が顕著である。イエス・キリストの現実はそのから過去が振り返られ（アベルの出来事・王国時代のこと）、また、そこから、来るべき最終の時が告げ知らされる事柄そのものとして理解されているのである。

ついで、「最終の日」が何であるかはイエスの言葉とヨハネ黙示録および使徒の書簡、預言書を通じて詳細に論究される。

『神の国』の書名が *Civitas Dei* であって、イエスが『福音書』で用いている *regnum dei* でないことは初めに述べた。ところが「神の国」の終極を述べるこの箇所ではこの *regnum dei* という言葉が用いられる。

——それは『福音書』におけるイエスの用法に従ったものと見ることもできるが、しかし、同時に、「神の国」の栄光が現れる時、つまり、神の支配が完全に現前化する最終の時に、それは「神の王国 (*regnum dei*)」と述べられてふさわしいものとなると理解されているからであるというべきである。

同様のことが「地の国 (*civitas terrena*)」についてもいわれる。これが *civitas* といわれていることの意味はすでに述べた。そこでは主としてローマ帝国のことが念頭に置かれていた。ところが、この最後の時の論述のなかでは *regnum diaboli* という言葉がしばしば用いられ、*diabolus* (悪魔) への言及が多く見られる。これは、何を言うのだろうか。それは、悪魔の正体がこの最終の時になって初めて明らかにされることをいうのであり、これがこれらの預言の書によって明らかにされていることを意味するのであろう。

——以上のように見てくる時、「神の国」と「地の国」が何であるかを可能な限り明らかにしてゆこうとする時、取り上げられた「始まり」「経過」「終極」という「三つの時」のそれぞれを照らす「光」に違いのあることが注目される。それは『創世記』であり、『王の書』その他であり、「キリストのことば」と「ヨハネ黙示録」ほかであった。これらのそれぞれから照らされてくる光はそれぞれ異なる。源泉を異にする光に照らされることによって、人間の生きていることを構成しているこの「神の国」と「地の国」はきわめて複層的に理解されることになる。それゆえ、アウグスティヌスの「神の国」の理念について、本著作全巻について一つの索引を作り、「神の国」についてのアウグスティヌスの一貫した理念を導出することは難しい。また、そうした操作によってアウグスティヌスの自己矛盾を非難することも不当である。それぞれの源泉から照らされる光は種類を異にしている。これらそれぞれの光を辿って「この生」を忠実に生きることが人間が真理につく所以だとアウグスティヌスは考えている。それが「真理につく」生きかたである

このように見るとき、『神の国』の構成はアウグスティヌスの時間論の構成に深く関わっていることが理解される。

V アウグスティヌスの「時」把握

アウグスティヌスにおいて、時間には、過去、現在、未来の三つの相がある。過去は過去の記憶として現在においてあり、未来は来るべきものの期待として現在においてある。そして、現在はまさにわたしたちがそのうちに現存しているものとして、わたしたちに現前している。あるいは、現在とはわたしたちがそのうちに生かされている「時」である。

「時のはじめ」と「時の終わり」をそれ自体として措呈し、それが「いつか」と問い、限定しようとするとき、わたしたちは必然に、時のはじめと終わりを、無限に延長する時間の一点として限定せざるを得ない。しかしそれは時のはじめ、終わりを限定することにはならない。始めの一点の前の時間、終わりの一点の後の時間を措呈せざるを得ないからである。このように考える時、時間は前後に無限に延長されうるものであり、時にははじめも終わりもないことになる。これが無限の延長としての時間である。あるいは、この無限に延長される「線的な時間」を円環的なものと考え、自己還帰する円環的な時間と考えることもできる。これがギリシャ的な時間把握だった。これに対して、『聖書』的な理解には「時のはじめ」、「時の終わり」の観念が必然に含まれている。わたしたち東アジアの伝統的な世界把握の中に育ってきたものにとってこのような「時の把握」は異質であり、なじみにくいものである。しかし、これに应ずるものとして形成されたものがアウグスティヌスの時間把握であった。そこでは、過去と未来は対照的ではない。それらはまったく異質である。過去は現在がそれを負うもの、あるいはそれに負われるものとして生きられているものであり、未来は来るべきものとして、いま、期待されて生きられているものである。「時のはじめ」「時の終わり」はそれぞれこの過去と未来を根拠付ける極限として理解される。そういうものとして、それらはいずれもこの現在の生を規定しているものである。そして、現在とはまさに永遠なる「神の現在」「キ

リストの現在」「真理の現在」によって担われているものである。そのような生を生きるものとして、人間の生のあるがままの真実がある。

『神の国』という著作は、人間の生きていることの意味をそういうものとして解き明かした著作である。

注

- 1) *De civitate Dei* I, 1. (CCL 47. 1).
- 2) キリスト信者がこの世にあるあり方が「寄留民 (peregrinus)」としてのあり方であることはパウロ以来キリスト信者の間に確立されているといえるが、アウグスティヌスにおいてそれはふたたび新しく想起され、神の国の市民のあり方を特徴付けるものとなっている。そして、この世における寄留民としてのキリスト信者の生き方が「信仰によって生きる (ex fide vivere)」と規定された。注釈家はこの箇所でのこの句を『ハバク書』2, 4 に関係付けているが、これは『ガラテアの信徒への手紙』3, 11 (quia iustus ex fide vivit. Ὅτι ὁ δίκαιος ἐκ πίστεως ζήσεται.) に関係付けることもできる。それゆえ、パウロ自身はこの句を『ハバク書』にしたがって述べているとしても、アウグスティヌスはこれを直接にはパウロにしたがって述べているとみるのが適切であろう。
- 3) *Deus superbis resistit, humilibus autem dat gratiam ; Κύριος ὑπερηφάνους ἀντιτάσσεται, ταπεινοὺς δὲ δίδωσιν χάριν.* (Septuaginta, Proverbia 3, 34) ; *Ipse deludet illusores, et mansuetis dabit gratiam.* (Vulgata Clementina).
- 4) Mt 6, 33; 12, 28; 21, 31, 43; Mk 1, 15; 4, 11, 26, 30; Lk 4, 43; 6, 20; 7, 28; 8, 1 ほか。
- 5) Peter Brown 教授が 1998 年に来日された折、アウグスティヌスがこの著作のタイトルとして『福音書』のイエスの言葉の *regnum Dei* ではなく、*civitas Dei* を選んだのがなぜかという点について教授のお考えを伺ってみた。教授はそれは興味ある問題だとして、基本的にはわたしの suggestion に同意されたうえで、*regnum Dei* のほうはアウグスティヌスでは終末論的な意味で用いられる傾向があるとされた。この示唆は興味あることだと思う。
- 6) *Confessiones* XI, III, 5 (CCL 27. 196-7).
- 7) 秦剛平氏により Septuaginta が邦訳され、昨年から刊行され始めていることを喜ぶたい (『七十人訳ギリシャ語聖書』秦剛平訳, 河出書房新社)。
- 8) *Confessiones* I, I, 1 (CCL 27. 1). 通常、注釈者はこの『告白録』の箇所を『ヤコブの手紙』4, 6, 『ペトロの手紙一』5, 5 に関係付けているが、これらの『新約聖書』の箇所が『箴言』のこの章句に依拠して語られているのは明らかである。
- 9) ここで引用されているウェルギリウス『アエネイス』VI, 853 の一節は、有名なアエネアスの冥府くだりの場面で、アエネアスの父、アンキセスの亡霊が現れ、アエネアス

にこれからローマが迎える運命をあらかじめ話して聞かせる話の最終の部分にあり、ギリシャと比べてローマが何によって優れているかを誇る一節である。アウグスティヌスにはもとよりのこと、すべての教養あるローマ人には周知の一節であり、意味深い。Vergilius, *Aeneis* VI, 847-853, *excudent alii spirantia mollius aera/ (credo equidem), uiuos ducent de mormore uultus/ orabunt causas melius, caelique meatus/ describent radio et surgentia sidera dicent :/ tu regere imperio populos, Romane, memento/ (hae tibi erunt artes), pacique imponere morem, / parcere subiectis et debellare superbos.* (泉井久之助訳・確かにギリシャの人々は／ローマと異なり堅剛な、青銅刻して息をする、／像をつくって柔らかな、線を見せもするであろう。／大理石から生々と、した容貌を彫り出だし、／事を弁じて雄弁に、規矩を用いて大空の、／運行記述しさし登る、星座の時をも告げるだろう。／しかし汝ローマ人、広く諸族を統治して、／平和を与え法を布く、ことこそ汝の他に秀ぐる、／わざであって征服を、うけたるものを寛大に、／あつかいながら暴慢の、やからを圧伏するであろう)。この箇所の全体は『神の国』第5巻12 (CCL 47. 144) に引用されている。

10) *De civitate Dei* XI, 1. (CCL 48. 321).

11) 『詩篇』の一節はここで「そこではこう書かれている (*ibi quippe scriptum est*:)」と言われて、「あの書物 (*ea scriptura*)」からの引用として提示されている。一般にアウグスティヌスにおいて、特別な必要のある場合を除き、『聖書』からの引用は単純に『聖書』からの引用であって、『旧訳聖書』、『新約聖書』の区別なしに引用される。これが神の言葉を伝えるものとしての『聖書』にかかわる教父一般のかかわり方だった。これは『福音書』に伝えられるイエスの『聖書』への言及の仕方であったが、使徒たちも、そして教父たちもこの言い方をそのまま踏襲している。これがキリスト教が成立した古代キリスト教会における『聖書』への言及の常道であり、それは中世に至るまでそのまま保たれている。『旧約聖書』、『旧約』、『旧約学』、『新約聖書』、『新約』、『新約学』という呼び名は便宜的な意味はもちうるが、キリスト教が成立した現場において『聖書』が人間に対してもっていた本来のあり方を見失わせる傾向をもつように思われてならない。

12) *Vulgata Clementina* はこの *πολίτευμα* を *conversatio* と訳しており、*civitas* との関連は明らかでない。アウグスティヌスの親しんだラテン語訳パウロ書簡がどうなっているのかは明らかでない。Kittel 参照。Liddel-Scott では「市民権 (*citizen rights, citizenship*)」という用例が碑文 (IG 9(2). 517. 6) から挙げられ、パウロの用例はこの項目に入れられている。

13) 『コリントの信徒への手紙一』15, 22; 45-49 参照。

14) 『神の国』第11巻第13章から第20章までは、この光と闇の分離についてさらに展開して述べているが、その大意は上述のところであり、アウグスティヌスの論述は二元論的解釈を避ける方向に向かってなされ、闇は光があることによってそこから分別され

る否定的原理としてだけ解釈する方向で述べられている。第 33 章の論述はこれとやや趣を異にし、天使たちの群れに二種が区別され、これらが分かれ対立していると語っている (nos ergo has duas societates angelicas inter se dispares atque contrarias, unam et natura bonam et voluntate rectam, aliam vero natura bonam, sed voluntate perversam, aliis manifestioribus divinarum scripturarum testimoniis declaratas quod etiam in hoc libro, cui nomen est genesis, lucis tenebrarumque vocabulis significatas existimavimus)。これら善悪二つの天使の群れのそれぞれに「至高の天界 (in caelis caelorum)」と「下位の天空 (in hoc infimo aereo caelo)」という宇宙論的な場所を配する把握は、善と悪の霊界の分裂抗争を措定する世界把握に何らかつながるものと言えるだろう。この部分がアウグスティヌスの存在論的な世界把握とどこまで整合的でありうるかをいま判定しえない。ただし、ここではまだ対立する二項が「二つの群れ (duae societates)」とだけ言われ、悪魔の群れが集まって一つの「国 (civitas)」を作るといわれているのではないことには注目しておきたい。